

今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針

①立入検査による計画策定の指導

鉛製給水管が残存しているにも関わらず、「布設替え計画がない」又は「検討中」の水道事業者を立入検査の対象。水道事業者への指導を強化。

1. 立入検査の実施対象候補
 - (1) 鉛製給水管が残存しているにも関わらず、布設替え計画がない又は検討中の事業者
 - (2) 水道法第22条の4第1項に基づく水道施設の計画的な更新が十分できていない事業者
 - (3) 上下水道対策計画を策定していない事業者
 - (4) 地震対策マニュアルを策定していない事業者
 - (5) 令和6年度の全国調査において、PFOS及びPFOAを一度も検査していない事業者（全量受水の事業者は除く）

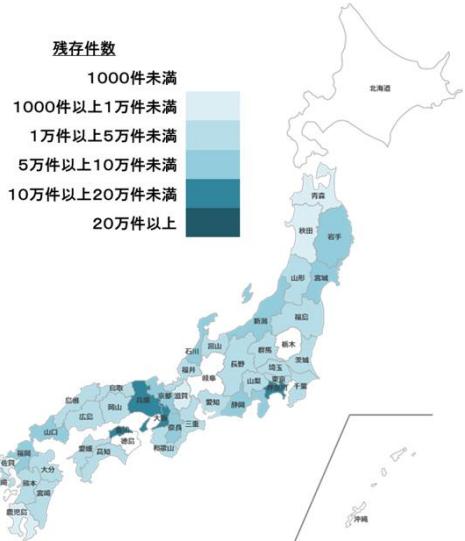
②鉛製給水管に関する広報強化

鉛製給水管の留意事項をとりまとめた広報ビラを作成。

国のHPでの公表や全国の水道事業者へ周知し広報強化。



③残存件数や推移の見える化



※今後、計画策定状況について都道府県毎の公表を検討

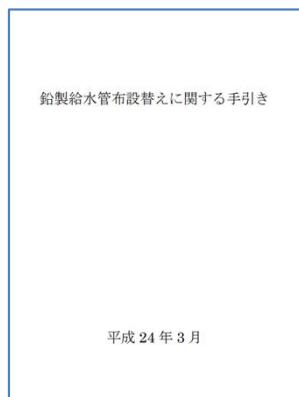
④鉛管の利用を停止した年度を公表

「鉛製給水管の利用を停止した年度」をリスト化し、国のHPで公表。

都道府県	事業者名	事業名称	鉛製給水管の利用を停止した年度	備考
●●県	●●市	●●水道事業	1980年	
●●県	△△市	△△水道事業	1981年	
◇県	◇市	◇水道事業	1980年	
◇県	△市	△水道事業	不明	未調査
□県	□市	□水道事業	—	使用履歴なし

⑤布設替えに関する手引きの改定

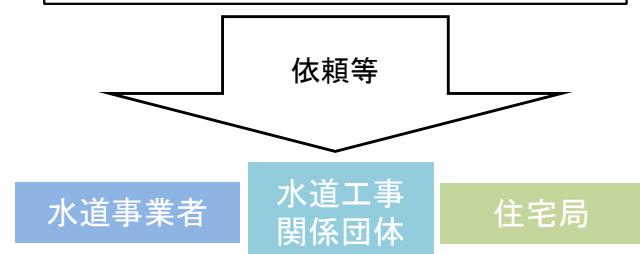
環境省及び国立環境研究所と連携し、有識者の検討会で審議のうえ手引きを改定(令和8年度中)。



⑥家屋の建替え時等の鉛管更新

全国の水道事業者(簡易水道を含む)や水道工事関係団体等へ家屋建替えのタイミングを捉えた鉛製給水管の更新について要請

上下水道審議官G水道事業課



鉛製給水管の解消に向けたロードマップ及び目標

○鉛製給水管の解消に向けたロードマップ

対応	令和7年度				令和8年度
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
①立入検査による計画策定の指導		検査対象の検討	立入検査(実施中)		立入検査
②鉛製給水管に関する広報強化		注意喚起ビラの作成	公表・周知 ★		水道関係の全国会議等での周知
③残存件数や推移の見える化		MAP、推移グラフ作成	公表・周知 ★		水道関係の全国会議等での周知、更新(1回/年)
④鉛管の利用を停止した年度を公表		実態調査	公表・周知 ★		水道関係の全国会議等での周知
⑤布設替えに関する手引きの改定		検査対象の検討			有識者検討会 環境省との調整 改定・周知 ★
⑥家屋の建替え時等の鉛管更新		水道関係者への公表・周知 水道関係者との調整 ★	関係局へ依頼 関係局との調整 ★		

○鉛製給水管解消に向けた令和10年までの目標値

項目	現状(令和6年3月)	令和10年度末
鉛製給水管が残存している水道事業者における更新計画の策定率	35%	100%
鉛製給水管残存件数の年度毎の解消件数※1	10.6万件 (直近5年平均値)	15万件／年度※2

※1 防災・安全交付金において、配水管等の耐震化(基幹事業)と一体となって実施することで被害の大幅な軽減に資する給水管の耐震化(鉛製給水管を耐震管へ取替)等については、効果促進事業の対象となり得る

※2 今後のフォローアップの状況を踏まえ、公道部と宅内部を切り分けて目標設定とすることや、目標値の引き上げについて検討

- 鉛製給水管の解消には、水道事業者により率先した取組がなされることが重要。
- 国は水道法第39条第1項に基づき、水道事業者に対し立入検査を実施。
- 今年度より、鉛製給水管が残存しているにも関わらず布設替え計画がない又は検討中の者を、立入検査対象。
- 国として、布設替え計画を策定していない水道事業者に対する指導を強化。

1. 立入検査の実施対象候補

- ① **鉛製給水管が残存しているにも関わらず、布設替え計画がない又は検討中の事業者**
- ② 水道法第22条の4第1項に基づく水道施設の計画的な更新が十分できていない事業者
- ③ 上下水道耐震化計画を策定していない事業者
- ④ 地震対策マニュアルを策定していない事業者
- ⑤ 令和6年度の全国調査において、PFOS及びPFOAを一度も検査していない事業者(全量受水の事業者は除く。)。

事務連絡
令和7年7月10日

令和7年度立入検査対象候補事業者 御中
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管管理・国土保全局水道事業課

水道法に基づく立入検査対象者の選定に向けた事前調査について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。今年度の水道法第39条第1項に基づく立入検査は、下記1に該当する水道事業者及び水道用水供給事業者から対象事業者を中心に選定し、実施することを予定しています。については、その参考とするため、下記2に示す項目にご回答いただきますようお願いします。今後、貴事業への立入検査の実施が決定した場合は、別途お知らせいたします。

記

1. 立入検査の実施対象候補

- (1) 鉛製給水管が残存しているにも関わらず、布設替え計画がない又は検討中の事業者
- (2) 水道法第22条の4第1項に基づく水道施設の計画的な更新が十分できていない事業者
- (3) 上下水道耐震化計画を策定していない事業者
- (4) 地震対策マニュアルを策定していない事業者
- (5) 令和6年度の全国調査において、PFOS及びPFOAを一度も検査していない事業者(全量受水の事業者は除く。)

2. 調査項目

- (1) 調査内容
「【別添】令和7年度立入検査実施事業者の選定に向けた調査票」への回答

②鉛製給水管に関する広報強化

- 鉛製給水管の使用により鉛濃度の水質基準を超過するおそれがあることや、使用時に暴露量を減らすための対応、所有者が自ら鉛製給水管であるかを知りたいときの確認方法等をとりまとめた広報ビラを作成。
 - 國土交通省から水道事業者に対し、広報ビラの窓口設置、HP公表、住民への個別配布等を依頼。

自宅の給水管が鉛製ですか??

鉛製給水管中に水道水が長時間滞留した場合、鉛管からの溶出により、**水道水の鉛濃度が水質基準を超過する**おそれがあります！

特に、平成元年度以前に建築された住宅にお住まいの方は、ご自宅に鉛製給水管が使用されているかを確認してください！

※鉛には蓄積性があり、その摂取量が多い場合、人の健康に対する影響が懸念されます。



鉛製給水管が使用されているかの確認方法

1. 所有者が自ら確認する場合

所有者による確認方法は、下記のとおりですので、ご確認ください。

2. 所有者が水道事業者（水道局等）に確認する場合

治水を受けてる水道事業者(水道局等)のホームページ等を確認いただき、お問い合わせください。

鉛製給水管を使用している場合、水道事業者(水道局等)より、鉛製給水管に関する広報物が届けられていることがあります。

所有者による確認方法



鉛製給水管が使用されている場合どうすればいいの？

▶ 所有者による鉛製給水管の布設替えをご検討ください。

*水道事業者(水道局)が助成制度を設けている。

*賃貸等、所有者ではない場合は管理会社等に布設替え等の対応をお願いしてください。

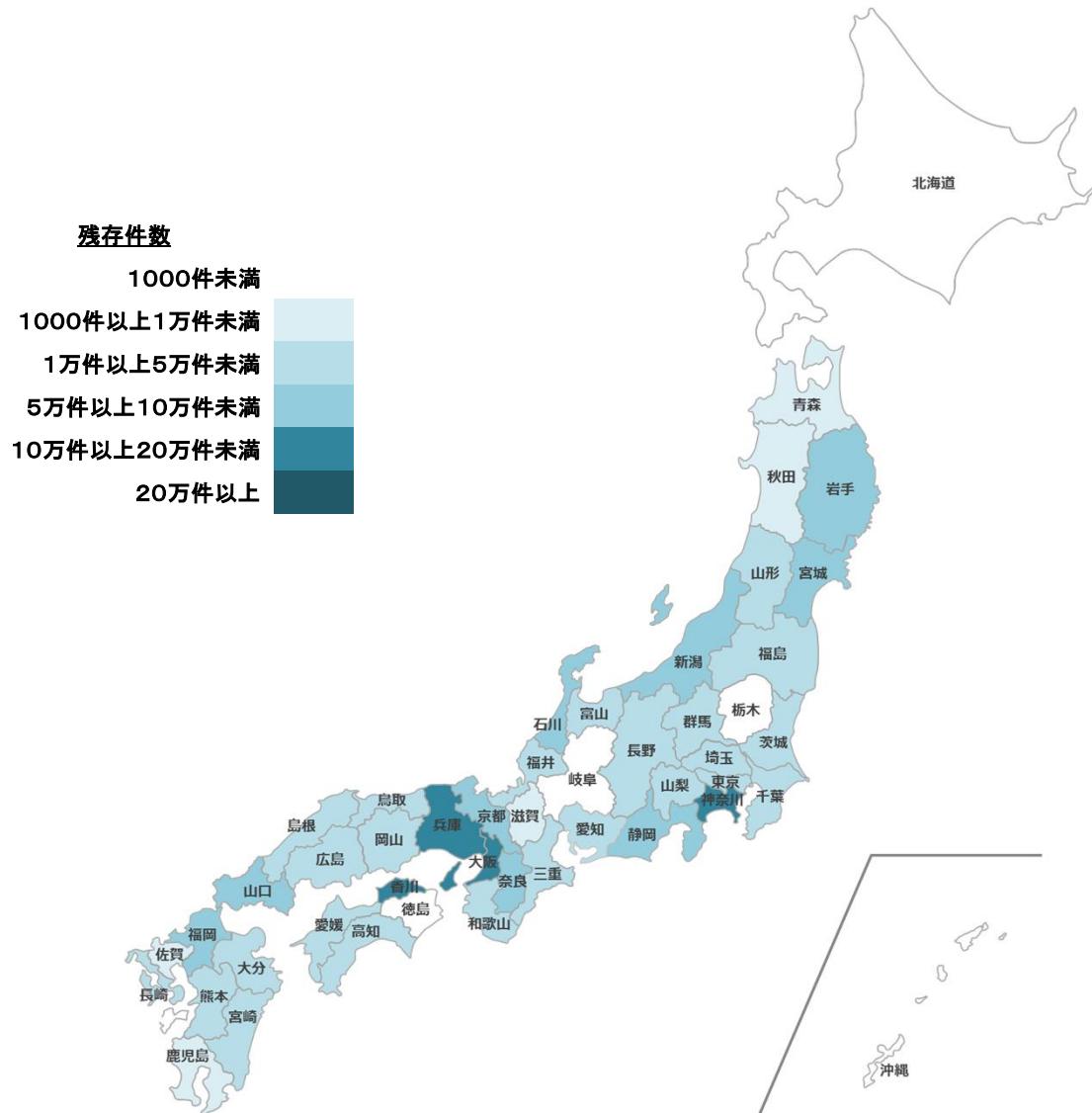
▶朝一番やお出掛けで長時間水道水を使用しなかった場合、水質基準を超える鉛成分が検出されることがありますので、安心してお使いいただくために使い始めの水（パケツ1杯程度）を飲用以外の用途で使用してください。

※通常の使用では水道法に定められた水管基準に適合しており、直ちに健康を及ぼすことはありません。

③都道府県毎の残存件数や推移の見える化

- 各都道府県における鉛製給水管の残存状況を、簡便に把握できることが重要
- 鉛製給水管の残存件数をMAP化し、国のHPへ掲載し、毎年更新。

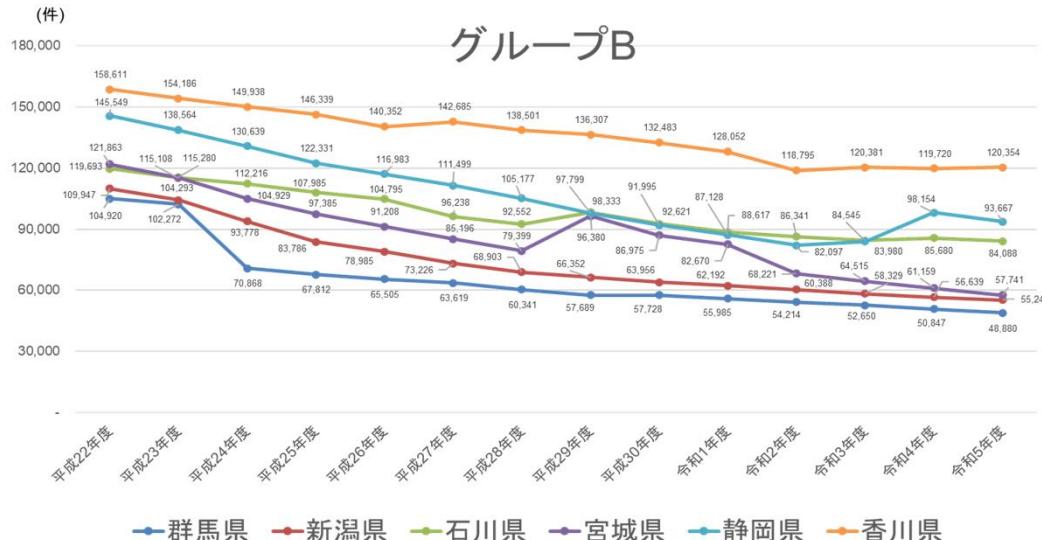
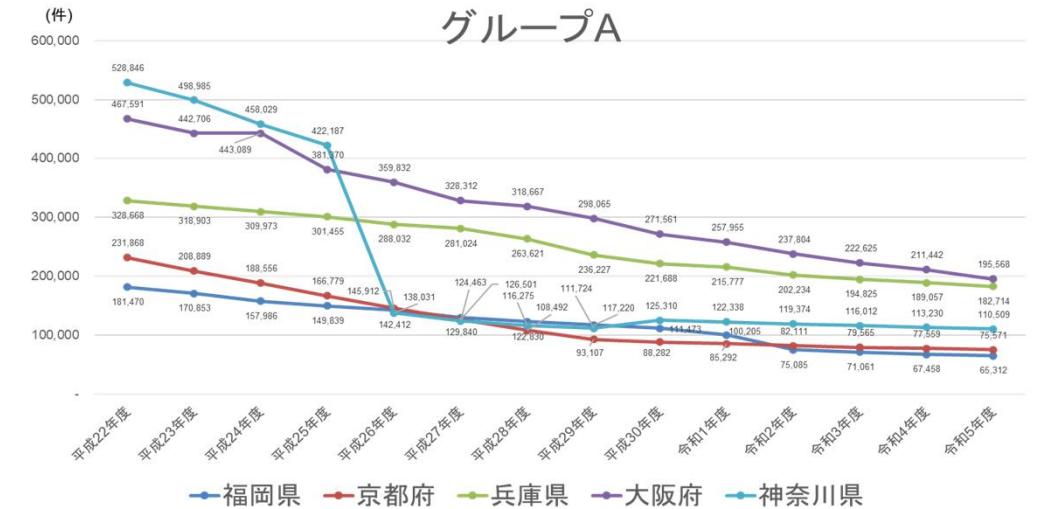
都道府県別の鉛製給水管の残存件数(令和5年度末)



③都道府県毎の残存件数や推移の見える化

- H22年度における鉛製給水管の残存件数を基準とし、各都道府県の減少推移をグラフ化し、国のHPへ掲載し、毎年更新。
- ※H22年度時点の件数差が大きいため、件数が近い都道府県でグループ分け、推移を比較・検証可能

残存件数 大	グループ	都道府県名
	A	神奈川県、京都府、大阪府 兵庫県、福岡県
	B	宮城県、群馬県、新潟県 石川県、静岡県、香川県
	C	岩手県、茨城県、千葉県 奈良県、山口県、宮崎県
	D	山形県、富山県、長野県 和歌山県、広島県、大分県
	E	東京都、福井県、三重県 岡山県、佐賀県、鹿児島県
	F	福島県、埼玉県、山梨県 高知県、長崎県、熊本県
	G	秋田県、愛知県、滋賀県 鳥取県、徳島県、愛媛県
	H	北海道、青森県、栃木県 岐阜県、島根県、沖縄県



※出典:平成22年度～令和5年度水道統計

- 個人が、家屋の築年数より、鉛製給水管の使用可能性を把握できることが重要。
- 全国の水道事業者へ「鉛製給水管の利用を停止した年度」を調査中。
- 今後、結果をリスト化し、国のHPに掲載。

○調査結果リスト化(案)

都道府県	事業者名	事業名称	鉛製給水管の利用を停止した年度	備考
●●県	●●市	●●水道事業	1980年	
●●県	△△市	△△水道事業	1981年	
◇県	◇市	◇水道事業	1980年	
◇県	△市	△水道事業	不明	未調査
□県	□市	□水道事業	—	使用履歴なし

※実際のリストはExcelにて作成

※鉛製給水管の利用を停止した時期を、現在調査中

- 鉛製給水管の解消には、水道事業者により率先した取組がなされることが重要。
- 平成24年3月に「鉛製給水管布設替えに関する手引き」を策定。
- 今後、環境省及び国立環境研究所と連携しながら、有識者検討会で審議のうえ手引きを改定。
- 水道事業者の取組や残存件数の多い要因等を調査中であり解析結果を反映。
- 水道事業者の鉛製給水管の解消に向けた取組を技術的支援。

○平成24年3月 鉛製給水管布設替えに関する手引き

鉛製給水管布設替えに関する手引き

平成 24 年 3 月

○改定内容(案)

- 水道法改正について
- 食品安全委員会の鉛評価書(R3.6)
- 布設替え技術や、給水管の管種等の更新
- 水道事業者の実施している鉛製給水管の解消に向けた促進方策等の更新(公道部の対応を含める)
- 実態調査の結果、残存率の高い要因
- 環境省及び国立環境研究所が検討している鉛製給水管からの鉛曝露低減対策(残存件数把握等)
- 残存件数が不明である水道事業者の考え方

「鉛製給水管布設替えに関する手引き」の掲載箇所
<https://www.mlit.go.jp/common/830002200.pdf>

- 全国の水道事業者(簡易水道を含む)や水道工事関係団体等へ家屋建替えのタイミングを捉えた鉛製給水管の更新について要請
- 住宅局へ、関係団体に対し、家屋建替え時等に鉛製給水管を別配管で設計・更新する必要性等の情報提供を依頼

上下水道審議官G水道事業課

通知

依頼

依頼

全国の水道事業者
(簡易水道を含む)

水道工事
関係団体

住宅局

- ✓ 「鉛製給水管の解消に向けた対応方針」のとりまとめ
- ✓ 指定給水装置工事事業者に対し、家屋建替え時等に鉛製給水管を別配管へ更新する指導を行うこと

- ✓ 給水装置工事の申請者の理解を得たうえで、家屋建替え時等に鉛製給水管を別配管で設計・更新することへの協力依頼

- ✓ 関係団体に対し、家屋建替え時等に鉛製給水管を別配管で設計・更新する必要性等について情報提供